

京都市教育委員会事務局会計年度任用職員 (障害のある方を対象とした任用) 募集要綱

1 募集する職の内容

(1) 任用予定期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

※ 勤務実績に基づく選考により、連続4回まで公募を経ることなく任用される可能性があります(65歳年度末を超える者についてはこの限りではありません)。

また、連続4回の再度任用された方であっても、改めて公募を経た場合は、引き続いて同一の職に任用される可能性があります。

(2) 職務内容

会計年度任用職員(非常勤職員)として、職員とコミュニケーションを取りながら軽易・定型的な事務作業等に従事していただきます。詳しい職務内容は別紙を参照してください。

※ パソコンや業務端末の操作を伴うことがあります。

※ 個別の障害の状況や習熟度等を踏まえ、各職場で相談しながら職務内容を調整します。

(3) 勤務予定地

京都市内(詳しい勤務地は別紙を参照してください。)

(4) 所定勤務日数・時間数

別紙を参照してください。

(5) 給与月額(地域手当含む)

別紙を参照してください。

(6) 服務等

原則、常勤職員と同様の服務規律に従っていただきます。

(7) 障害に関する合理的配慮

業務に従事するに当たり、障害の状況等を聴き取ったうえで、個別の障害の状況等に応じ、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮に係る措置を講じます。

※ 選考時に、個別の障害の状況、必要な配慮等についての聴き取りを行います。

(聴き取った内容は、合否には影響しません。)

※ 採用後についても、必要に応じて所属長等に相談することができます。

2 募集及び選考の内容

(1) 募集人数

別紙を参照してください。

(2) 応募要件

次のア、イの両方の要件をいずれも満たす方が、応募することができます。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。
- ・ 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された者。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

イ 地方公務員法第16条の欠格条項（次に掲げるいずれかの要件）に該当しない方

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 京都市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 募集期間

令和7年11月4日（火）まで

※ 応募者多数の場合等、募集を早期に締め切ることがあります。

(4) 応募方法

下記の問合せ先まで、電話もしくは電子メールにより申し込んでください。

【問合せ先】

京都市教育委員会総務課 甲斐・橋本

TEL:075-222-3767 mail: kyoikusomu@edu.city.kyoto.jp

(5) 選考日

別紙を参照してください。

(6) 選考方法

個別面接

- ※ 実施場所は京都市教育委員会総務課（京都市役所北庁舎7階）です。
- ※ 駐車場はありません。車でお越しの場合は近隣の民営駐車場等を利用してください。
- ※ 選考当日に、障害者手帳等を提示していただきます。
- ※ 選考当日の持ち物は、応募時にお伝えします。
- ※ 選考に当たって配慮（手話通訳、支援者の同席等）が必要な場合は、申込時に申し出てください。事前の配慮希望の申出がない場合、当日に対応できないことがあります。また、希望する配慮の内容によっては、全てには対応できない場合があります。